

スクール（学校）ソーシャルワーカーと  
家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の協働

——「溶融する家族」と生きる子どもを支えるために——

栗 山 隆

# スクール(学校)ソーシャルワーカーと 家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の協働 ——「溶融する家族」と生きる子どもを支えるために——

栗 山 隆

## 目次

はじめに

1. スクール(学校)ソーシャルワーカーの専門職性とは
2. 児童養護施設に配置された家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の専門職性とは
3. ファミリーソーシャルワークの課題
4. 子ども・家族支援のための基本的視点
5. 「溶融する家族」と生きる子どもの支援事例—検討すべき視座をまとめるための手がかりとして—

おわりに

## 【要旨】

本稿は、スクール(学校)ソーシャルワーカーと児童養護施設に配置される家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の専門職性の違いを理解した上で、両者の協働のあり方について明らかにすることを目的とする。そこで、両者を規定する「通知」等を踏まえ、児童養護施設で生活しながらも「溶融する家族」と生きる子どもの支援事例を提示し、ソーシャルワーカーとして行う応用法の提示を試みた。その結果、現行の社会的養護・スクールソーシャルワーク体制の充実に向けた具体策を検討することは、ソーシャルワーク専門職としてのアイデンティティと思考の方法を共有することであり、そのためには、科学的「証拠」に基づく援助・支援の方法論の構築、個々の子どもや家族の課題を的確に把握し、それを根拠に援助・支援の展開を企図する際に必要な面接技法やアセスメント手法、ケアや教育の実施体制の確立を図ること、実践に対する「説明責任」の準備体制を整えること、各システムに関する管理責任の明確化とスーパービジョン体制の組織化を図ること、等であり、その基底には専門職として「共感する他者」であることの自覚が必要と考えられる。

## はじめに

スクール(学校)ソーシャルワーカー(以下:SSWer)は、学校を起点に、社会福祉の価値に基づき、子どもの最善の利益を擁護するためソーシャルワークの展開を期待された専門職である。その目的は、何らかの生活課題(life tasks)を抱えた子どもや家庭に関わる契機となる背景や状況を視野に入れながら、必要に応じて関係機関や専門職(=社会的あるいは個人的な資源)と連携・調整を進め、子どもを取り巻く社会環境の改善を図る

ことである。

2008(平成20)年に開始された「スクールソーシャルワーカー活用事業」(文部科学省)<sup>(1)</sup>において、SSWerは「教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する」者であり、「問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な存在」と位置づけられている。

期待される職務内容としては「教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者」が、①問題

キーワード:スクール(学校)ソーシャルワーカー, 家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー), 専門職性, 共感する他者

を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け, ②関係機関等とのネットワークの構築, 連携・調整, ③学校内におけるチーム体制の構築, 支援, ④保護者, 教職員等に対する支援・相談・情報提供, ⑤教職員等への研修活動等を行う事が想定されている。

しかし, 事業開始当初からSSWerとは一体どのような資格を有した者で, どのような専門的視点を有することが望ましいのかが曖昧であった。文部科学省は「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましい」(下線:筆者)とし, 資格要件の厳密性を求めなかったため, 結果として教員資格を有する者が多くを占め, 心理に関する資格を有する者や元警察官等, 社会福祉やソーシャルワークに関する専門的知識が不十分な者がSSWerとなった。

この点について, 文部科学省は2015(平成27)年4月に規定を変更し, SSWerの選考を原則として「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者のうちから行うこと」(下線:筆者)とした。そのため, 今後はこれらの有資格者率の増加が予想され, 専門的な資格を有する者の専門職性が問われることになる。

ところで, 現在, 学校には少なからず生活困窮児や発達・学習障害等, 何らかの家庭環境に課題のある子どもが在籍する。児童養護施設は, 児童福祉の観点から歴史的にこのような家庭環境に課題を有する子どもの保護や家族支援を行ってきた。先に示したスクールソーシャルワーカー活用事業には, SSWerの役割や期待される職務内容が簡潔に述べられているが, 児童養護施設が取り組んできた家族支援の成果について, これをどのように自らの専門職実践に取り込むべきかの視座は不明である。

そこで, 本稿は, SSWerと児童養護施設に配置される家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー, 以下:FSWer)

の専門職性の違いを理解した上で, 両者の協働のあり方を話題にする。その上でファミリーソーシャルワーク(以下:FSW)の課題を整理してみたい。子ども・家族支援のための基本的視点をあげながら, 児童養護施設で生活しながらも「溶融する家族」と生きる子どもの支援事例を提示しながら専門職のあり方について検討する。

## 1. スクール(学校)ソーシャルワーカーの専門職性とは

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会定款第4条の規定に基づくスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程の設置認定事業が定める規程<sup>(2)</sup>で「スクール(学校)ソーシャルワーク」は以下のように規定されている。すなわち「学校教育法第1条で定める学校のうち原則として18歳未満の児童生徒を対象とした学校, 同法で定める学校に関する施設・機関等, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定める教育委員会等, その他教育基本法及び地方公共団体の条例等で定める学校教育に関する施設・機関・組織その他の施設・機関等において, 学校及び日常での生活を営む上で課題の解決を要する児童生徒とその家庭及びその児童を取り巻く環境・学校・社会・制度等を対象としたソーシャルワークの業務を行うことをいう。スクール(学校)ソーシャルワークの基本は, 児童生徒の発達権・学習権を保障し, 貧困の連鎖, 社会的排除を是正し, 一人ひとりの発達の可能性を信頼し, 多様な社会生活の場において, とりわけ学校生活を充実させ, 児童生徒とその家庭の自己実現を図るために, 人と環境の関わりに介入して支援を行う営みである」と。したがって, 「スクール(学校)ソーシャルワーカー」とは「前項に規定する業務を行う者」ということになる。

スクール(学校)ソーシャルワーク(以下:SSW)は, ソーシャルワークの一分野であ

り、その基本となる専門職性を検討する場合も一般的なソーシャルワークの考え方と共通する。

かつてソーシャルワークに内包される問題事象を分析し、その専門職性の強化のための方策を探り、わが国独自の理論・技術体系の構築に向けた枠組みづくりを目指した奥田いさよ（奥田 1992：71）は「ソーシャルワークが具備すべき専門職業たるための内的条件としては、①独自の理論体系と実践のための知識基盤の保有、②一定の有効性が立証されている技術体系の構築、③対人援助職としての価値についての学習と、実践において活用される技能の訓練を行なう専門教育の実施、④公的・社会的に認定された一定の職務権限の付託、⑤職務の確定、⑥公益の志向などが求められる。また外的条件としては、①専門教育を受け、資格取得のための一定の条件を充たしている従事者の確保、②公的資格の設定（名称独占、一定の業務独占、必置制を含む）、③専門職集団の組織化、④倫理綱領の所持、⑤職務遂行にかかわる法律・条例、ないし専門職団体による規定条項の整備などをあげることができる。加えて専門知識・専門技術を共有するための前提である『教育・養成機関の設置』、統一された『専門用語』や豊富な『専門文献』の体系的整理と集成などの具体的な諸条件の完成度を高めることもその専門職業たる評価を確固たるものとするために必要となろう」と言及した。ここでは、専門職の条件とは何かを考える際の内的・外的要件を提起しており、SSWにおいてもこれらの要件をいかに整えられるのかが重要な課題にあることは同様と言えよう。

ソーシャルワークにおける専門職とは何かを定義することは難しいが、現在、我が国では、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）が取りまとめたソーシャルワークのグローバル定義（日本語訳版）<sup>(3)</sup>を切り口に論じる傾向が顕著となっている。すなわち、「ソー

シャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」と。

この定義は、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）が掲げたものであるが、日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門職団体協議会（日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療社会福祉協会、日本ソーシャルワーカー協会）が日本語訳し、2014年5月、国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）へ提出した最終版である。

この中で「ソーシャルワークの原理」として位置づけられた「社会正義」、「人権」、「集団的責任」、および「多様性尊重」については、ソーシャルワーカーが認識すべき価値として重要である。ソーシャルワーカーは、これらソーシャルワークの価値を基盤に専門の知識と技術・技能を活用する専門職であることが希求され、SSWerにおいても同様である。

さらにSSWは、既述したが学校という場を起点に「児童生徒の発達権・学習権を保障し、貧困の連鎖、社会的排除を是正し、一人ひとりの発達の可能性を信頼し、多様な社会生活の場において、とりわけ学校生活を充実させ、児童生徒とその家庭の自己実現を図るために、人と環境の関わりに介入して支援を行う営み」への参加が期待されており、教育に関する「教育基本法」「学校教育法」、子どもの福祉に関する「児童福祉法」、子どもの権利に関する「国連子どもの権利条約」等々の法律や条約を理解し、その主旨を遵守した

支援の展開が求められる。この場合、働きかけの対象は、学校、子ども、家庭にとどまらず他の専門職にも及ぶ。このような環境について論じた山野則子は、ミクロ・メゾ・マクロレベルから捉えた上で「個別に困っていることへの取り組みというミクロレベル（個別問題の改善）、校内システム構築というメゾレベル（教員集団として問題把握の仕方や共有方法の改善とシステム化）、学校を含めた市町村の教育行政におけるシステム構築や市町村の教育・福祉協働システム作りなど政策提言にかかわるマクロレベル（各市町村における相談体制化）」（山野 2007：5）の全てがSSWに必要な視点であり、これらが最終的に「子どもの最善の利益」の実現に向かって機能しなければならないとした。

このように、支援の対象は子どもを取り巻く全ての環境ということになるが、筆者が本稿で論じる主題は、学校に配置されるSSWerと児童養護施設に配置されるFSWerの専門職性の向上を図る方略を検討することにある。そのためには、まず、子ども支援の射程を明確にする必要があり、ソーシャルワーカーとして「学習権」の保障と「生存権」の保障を企図する際の職域内における連携や協働のあり方を論じることで、曖昧なままにある子ども領域のソーシャルワーク専門職が担う機能（実践知）の共有が可能になると考えている。

## 2. 児童養護施設に配置された家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の専門職性とは

児童養護施設とは、全国で599施設<sup>(4)</sup>、在所児童総数29,979人（内、中学3年以上の年長児童8,412人）（平成25（2013）年2月1日現在：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」<sup>(5)</sup>）の子どもが生活する児童福祉法に定める児童福祉施設の一つであり「保護者

のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第41条）である。入所に際しては児童相談所長の判断に基づき、都道府県知事が入所措置を決定する。入所対象者は、1歳以上18歳未満の幼児（満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者）及び少年（小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者）で、養護が必要と判断された場合、20歳まで措置を延長できる。

子ども達は、24時間の日常生活を施設で送りながら、地域の幼稚園、小学校（特別支援学級）、中学校、高等学校、特別支援学校、専門学校、大学等の教育機関を利用している。

児童養護施設（以下、施設と記す）に入所する子ども達の家庭背景は、実に様々であるが、子どもが施設で生活することになる理由は、子ども自身に原因があるというよりは、親あるいは家庭の環境に起因していることが多く、入所に至る経緯は類型化が困難なほどの構造を持つ。

近年、措置理由が「虐待」となる場合、子どもの緊急保護を中心に対応を図り、入所後の施設は「家族の再生や再構築、再統合」を目指す支援を求められている。そこで、厚生労働省は、子どもと「家族」を「一体化」して支援する専門機能が欠落していた施設に対し「児童養護施設等の入所児童については、早期の家庭復帰等を支援する体制を強化するとともに、被虐待児童等に対する適切な援助体制を確保するため、平成11年度より家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）及び心理療法担当職員の配置を行い、平成13年度より個別対応職員の配置を行い、順次対象施設を拡大する」<sup>(6)</sup>等の推進を図ってきた。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から各道府県知事、指定都市市長、中核市市長、児

童相談所設置市市長宛に通知された「家庭支援専門相談員，里親支援専門相談員，心理療法担当職員，個別対応職員，職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24（2012）年4月1日実施）では，FSWer設置の趣旨を「虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し，児童相談所との密接な連携のもとに電話，面接等により児童の早期家庭復帰，里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い，入所児童の早期の退所を促進し，親子関係の再構築等が図られることを目的とする」とし，資格要件を「家庭支援専門相談員は，社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者，児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない」としている。

業務内容としては，以下のような説明が付与されている。

- (1) 対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務
  - ①保護者等への施設内又は保護者宅訪問による相談援助
  - ②保護者等への家庭復帰後における相談援助
- (2) 退所後の児童に対する継続的な相談援助
- (3) 里親委託の推進のための業務
  - ①里親希望家庭への相談援助
  - ②里親への委託後における相談援助
  - ③里親の新規開拓
- (4) 養子縁組の推進のための業務
  - ①養子縁組を希望する家庭への相談援助等
  - ②養子縁組の成立後における相談援助
- (5) 地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助
- (6) 要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画
- (7) 施設職員への指導・助言及びケース会議

への出席

- (8) 児童相談所等関係機関との連絡・調整
- (9) その他業務の遂行に必要な業務

また，業務を遂行する際の留意事項としては，以下のような説明が行われている。

- (1) 施設長は，対象児童の措置を行った児童相談所と密接な連携を図りその指導・助言に基づいて，家庭支援専門相談員をして具体的な家庭復帰，親子関係再構築等の支援を行わせるよう努めること。
- (2) 施設長は，家庭復帰等が見込まれる対象児童を把握し，家庭復帰等に向けた計画を作成し，それに基づき，家庭支援専門相談員をして支援を行うこと。
- (3) 家庭支援専門相談員は，支援を行った内容について記録を備えるとともに，施設長はその評価を行うこと。

このような内容からなる適切かつ効果的な運用を期された通知は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であった。

ここでは，これまでの児童養護施設実践にFSWerを制度化して新たに配置する根拠となったが，結果，改めて施設が行う家族支援は誰が何をどのような専門職性をもって行うのか等を検討する機会となった。

それでは，FSWerと呼称される専門職は，社会福祉の専門職と非専門職の境界（ボーダーレス）問題が叫ばれる中であって期待された働きが十全に果たされ有効に機能しているのだろうか。

この問いに答えるため，北川は，以下ように課題の整理を試みた（北川 2010：47）。①施設で生活する子どもと家族の間にある支援課題が一段と重篤化し，家庭復帰あるいは家族再統合が可能になったケースが，統計的に見る限り，従来の数値との間に変化が見られないこと。②1名のみ専従化だけで具体的な成果を求めることは，そのこと自体に無理があること。③FSWerは，人手不足を補う

手段として利用されているだけの形式的な配置に留まり、施設内で明確な役割が共通理解の上に立って付与されている状況にないこと。したがって、④新たな職種の配置に伴う対応を求められた児童養護施設は、この機能を十全に起動できる状態になく、今なお戸惑いと混乱の渦中にあること。⑤この施策の推進が、長きにわたり蓄積してきた家族調整に関する現場実践の経験に必ずしもフィットしない行政主導による施策推進であったこと。

所詮、これら「通知」等の各事項はマニュアルでしかなく、ソーシャルワーカーとして行う対処行動への持ち込みは、「かかわり困難事例」ほど、その場面での応用法の提示がなければ「空論」の誇りは免れない。それは「専門職性」の議論においても同様である。したがって、本論第 5 章では、ソーシャルワーカー間の「協働」について、それを必要とする「事例」を媒介に検討したい。

ここでは、この実践場の状況と行政側の意図の調整をなくして、FSWerが「子どもや家族の生活を支援し、権利を擁護していく」機能は有効に働かないと考える。しかし、この課題は見方を変えると児童養護施設が従来取り組んできた子ども達とその家族の権利擁護のためにどのように家族支援を行ってきたかについて内省的に見直す機会を与えたことになる。

### 3. ファミリーソーシャルワークの課題

子どもと家族に焦点をあてたソーシャルワーク実践は、北川によれば、①ソーシャルワークの系譜、②施設養護の系譜を概観する事によって施設養護としての支援過程に咀嚼できる可能性を検討できるという(北川 2010: 54-55)。①ソーシャルワークの系譜からみた場合、イギリスの「家族問題」やアメリカの「多問題家族」に関する研究により「『問題』と表記したその概念を明らかにする取り

組みから始まり、家族の社会機能的領域に焦点をあて、社会状況との反応関係を診断し、分類する視点を提示」することとなった。次に、②施設養護の系譜からみた場合、「子どもと家族に焦点をあてた取り組み」は「ホスピタリズム論争」を契機に始まったという。この論争では「施設生活を通じて子ども達の『育ち』の問題が顕在化し、施設養護否定論が台頭する。それと呼応して、『経験と勘と骨と直観』に依拠する名人芸の施設養護からの脱皮についても検討が加えられた」ため、その後、大谷嘉朗<sup>(7)</sup>らを中心に「社会復帰」や「家族関係調整」を志向する施設養護との関連から「ファミリー・ケースワーク」を導入する必要性が強調されることになった。

そのため、当時の児童養護職員は、ケースワークの技術を用いて子どもの家庭に直接的にアプローチし問題解決していくことが求められた。また、施設側と関係諸機関・家庭・学校・地域社会が密に連携し、その態勢や相互の役割負担を明確にしておくことの必要性が叫ばれた。

施設が実際に行う家庭調整では「親子関係の調整」が主であり、具体的には、親との面会・外出、一時帰省、家庭訪問、施設行事の活用により楽しい一時を過ごせる機会を増やす、通信手段を活用して子どもの状況を報告するなどの取り組みを行ってきた。また、家庭がないか、あっても上述した方法では「親子関係の調整」が望めない場合、子どもを一日里親や精神里親に接触させることによって家庭の雰囲気や体験させる等の手段が講じられてきた(吉澤 1989: 63-64)。

伝統的な家族支援モデルは、シンガーら(Singer, G.H.S. & Powers, L.E.)によれば、①選別主義(危機的状況に陥っている家族・貧困家族対象)、②コントロール(専門家主導)、③家族病理モデルへの偏向を特徴としてきた。その後、ソーシャルワークにおいては、家族の「強さ」を前提としたエンパワー

メントを基本原理とする新しい家族支援モデルへの転換が図られてきているとの指摘もある（和気 1998：163）。従来までの家族支援モデルでは「家族の病理」が強調され、家族は「機能不全状態」にあるものとみなし、問題等を抱える家族員のみをクライアントと捉え、そのクライアントを家族や地域社会から隔離あるいは保護することに重点が置かれてきた。その選択肢の一つとして施設が存在してきたのである。

しかしながら、エンパワーメントを機軸とした新しい家族支援モデルでは「すべての家族に強さがあり、学習できる」ことが前提とされ、家族は支援活動における「主導者」として位置づけられる。専門家は、家族主導のもとに支援活動を推し進め、適応に必要な社会的スキルの習得を促し、家族が本来もっている機能の発見に努め、回復を促進し、危機的な状況を回避または緩和する「協働者」となる。そこで、困難な状態（貧困や障害等）にのみとられるのではなく、あらゆる状況下にある家族を対象に支援が試みられる。支援の際には、公的・私的な資源とそのシステムの活性化が重視され、このような資源やシステムを地域における力量の醸成・強化を図りながら展開されることが期待される（和気 1998：164）。

このように家庭支援専門相談員をファミリーソーシャルワーカーという表現で公的に使用することは、施設関係者の間で比較的歓迎される形で受け入れられた。しかし、FSWerの質や量の充実をどのように図っていくかという課題を生み、内実のある高機能を有した社会福祉専門職として社会的認知をいかに獲得できるのか（栗山 2005：147）が問われた時代の課題が未解決のまま今日に至っている実態を詳らかにすることとなった。

#### 4. 子ども・家族支援のための基本的視点

SSWerの専門職性のみならずFSWerの専門職性のあり方については、向き合うべき多くの課題を有するが、働く組織の違いや働きかける対象の相違はあってもそれぞれの場においてソーシャルワークを基盤に子どもや家庭を支援することを期待されていることにはかわりがない。そこで、ここでは、子どもや家族に対してどのような支援が望まれるのかその基本的視点を述べてみたい。

ソーシャルワークが掲げる目標は、現在、対象となる人々による生活困難の解決や緩和の促進であり、言い換えれば、家族員、子ども等自らが「生活力をいかにして形成」できるか、それを専門職として「どのように支援する」かに求められるようになってきている。このような課題に応えるには、家族員、子ども等自らが、直面する問題を社会的、歴史的な文脈のなかで科学的に捉え、これを克服していく「力」の形成を図らねばならない。このような視点に立つことの重要性を強調した窪田は、家族支援という狭い概念にとどまらず広く社会福祉援助の内容を意識し、以下の5点を共有する必要性を論じている（窪田 1983年：10-29）。

- ①日常生活の危機における応急措置
- ②問題状況のアセスメント（計画立案のための準備や情報収集としてではなく、これ自体が強力な支援の一つであることを認識し、なおかつ、当事者との共同作業を前提としたもの。したがって、「問題」だけを強調するのではなく、その人を支えている「健康的な部分・強さ・周囲の人々との建設的な関係等」とそれらの可能性にも着目すること）
- ③生活条件の整備
- ④生活能力の発展・強化（統計的な教育、幅広い諸活動を含む）
- ⑤以上の活動に基づいた社会福祉および関

連政策、行政、運動への提案、活動とその組織、強力等

このように、家族支援を行っていく場合には、①家族員、子ども等のもっている「強さ」に着目し、その活用や強化等を支援活動の基本とすること、②主体者は家族員、子ども等であり、家族員、子ども等と専門職との協働作業化や既存の価値観や制度に対する家族員、子ども等の批判可能な意識の高揚を促すこと、③問題解決に当たる家族員、子ども等の力量を高め、社会資源の開発や変革を行うことを強く意識した支援活動を行うこと等が求められていることに留意しなければならない。施設のみならず学校領域においても、エンパワーメント志向アプローチの確立は取り組むべき重要な課題の一つといえる。

筆者は、かつて、家族福祉論の視座（栗山 2008：26-27）を以下のように論じたが、学校という場を新たに加えて考察してみた。

家族員一人ひとりが生き生きと希望を持って幸せに生活するには、安心して子どもを産み育てることの出来る環境や、子ども一人ひとりの能力に応じた学校教育制度、介護制度をはじめとする社会福祉制度や政策、実践等の充実が必要である。しかし、現行では、不十分であり、分野的な領域は確立されていない。

生活課題や問題を重層的に抱え込んでいる人々は、努力しても意味が無いと報われないといった格差社会に対する無力感を感じる場合があるだろう。通常努力では、それぞれ理想とする家族生活にたどり着けないと感じる家族員は、時に絶望を感じ、ライフステージによってさまざまな問題行動を引き起こす可能性があり、ファミリー・アイデンティティ・クライシスがもたらす影響もある。

それは、家庭内虐待（子どもに対する虐待、ドメスティックバイオレンス等）であったり、非社会的行動（ひきこもり、自殺等）であったり、享乐的行動（買い物依存症、セックス

依存症等）やアディクション（酒、パチンコ、ドラッグ等）であったりする。多くの場合、家族内で自己完結的に解消に努めようとするが、問題はそれほど簡単ではない。

従来の社会福祉における家族支援は、そのような家族の置かれた状況に対して、血縁・地縁といったインフォーマルセクターと、一部最低保障としてのパブリックセクター（学校も含む）、企業を中心とするビジネスセクター、その穴埋めとしてのボランティアセクターを基盤に進んできたが、今後はそれらを超えた、いわゆる福祉コミュニティとでも呼ぶべき人びとの関係（ソーシャルインクルージョン）の視点に立った構築のあり方が求められている。

山崎美貴子は「支援を求めている当事者と家族の距離」「その当事者にとっての家族の重さ」「家族との関係性」に着目し、家族やコミュニティが直面している問題と関連づけながら、以下の3点について問題提起を行っている（山崎 2003：37-39）。

#### ①家族の問題内部構造へのアプローチ

一人の人間の問題把握ではなく、家族全体に派生する外生的側面（環境的な側面）と内生的側面（家族の状況）のそれぞれに焦点を集中し、両者の相互作用を見ながら、家族の内部構造に着目する。また、家族内の夫婦関係、親子関係、兄弟姉妹関係等がどのように組み合わせられるのか、誰がどのように機能し、役割を果たしているのかを見る。このように多様な家族内関係を理解することによって、家族全体の支援の方法を検討すること。

#### ②家族のストレスへのアプローチ

家族はさまざまなタイプのストレス状況に陥るが、他の家族からの助けを必要とする課題に支援システムが機能するよう何らかのアプローチをしなければならない。そのためには、家族内に生じるストレスを家族内のみで解消・軽減するにとどまらず、家族外の資源と結びつくよう社会的支援ネットワークを構

築し、社会的孤立等から生じるストレスを軽減することが求められる。

### ③家族に対するアセスメントの方法

家族生活は、問題発生の契機や原因となるストレスの影響を受けるが、その一方、生活の営みを通して問題を解決し、ストレスを解消できる能力も内在させている。このようなメカニズムを適切に把握するためには、支援を試みる初期段階に行う情報収集、分析、判断プロセス、すなわち、アセスメントが重要である。そこでは、さまざまな家族の存在があることを認識し、そのことを尊重する視点は欠かせない。社会的な差別、道徳的な差別の道具としてアセスメントを行ってはならない。

山崎の指摘からは以下のような整理が可能となる。すなわち、ソーシャルワーカーは、以上の視点に立って、家族との「かかわり」場面に介入の機会をうかがうが、ミクロ・メゾ・マクロのアプローチのベクトルは双方向であり、円環的である。ジェネラリストアプローチの必要性が叫ばれるなか、時として個別化を図り、時として小集団のダイナミックスを活用し、時として地域機能や資源を活用し、時として当事者組織（セルフヘルプ）を図りながら、しかも、行きつ戻りつをしながら、創意工夫を重ねた支援が求められる。また、現行法の改正、新法の成立に基づく公的プログラムの提供、企業活動によって提供されるビジネスのプログラム、非営利団体（NPO）・生協・ボランティア団体等によって提供される自発的なプログラム、地域や近所・友人関係・血縁や地縁等による相互扶助的なプログラムなどを作成・支援する能力、実行、評価していく過程で、機能を拡充発展させていくことが期待されている。

## 5. 「溶融する家族」と生きる子どもの支援事例—検討すべき視座をまとめるための手がかりとして—

ここでは、本論の副題に掲げた「溶融する家族」とは何かを詳細に論じるのではなく、その特徴的諸相を事例で示してみた。そして、そこで浮上した生活課題に対して、SSWerの専門職性のみならずFSWerの専門職性を論じなければならない根拠となる側面をあぶり出し、両者がどのように協働していくことが望ましいかを事例分析を通して検討してみたい。なお、本事例は、倫理的な配慮のもと実際の事例を大幅に加工して創作したフィクションである。

### （1）事例の概要

事例に登場する女兒（以下：本児）は、婚姻関係のない18歳の実母と20歳の実父との間に生まれた。実母の度重なる異性交遊が原因で本児が3歳の時に離婚し、実母は本児を連れて接客業をしていた。実母は本児がいると収益がおち、足手まといなので、単身で仕事をするために本児を母方祖父母に預けた。本児は祖父母になつかず他の親族間を転々としていた。本児が4年生の時、祖父母に言われ、実母は、本児との生活を再開するが異性交遊の状況は変わらず、絶えず見知らぬ男性が出入りしていた。その時には決まって小遣いを渡され厳しい口調で2時間は家に帰ってくるなどと言われていた。冬でも家の外で待たされるのは辛かったが、実母の叱責が怖くて我慢した。中学校に入学するが、1年次の成績がふるわず、口数が少なく言い返すこともなかったため、いじめを受け始め、それは次第にエスカレートしていった。学校の欠席が増え、夜の徘徊を繰り返すうちに仲間ができ、服装は派手になり、喧嘩を繰り返すようになった。中2になり家に帰らないことも多くなったが、実母は無関心で、心配することも

なく、探すこともなかった。地元のグループ同士の対決で警察沙汰となり補導されたが、実母は迎えにも来ず、事情を聞いた警察が実母の虐待(心理・ネグレクト)を疑い、児童相談所に一時保護された。一時保護中も、本児の家に帰りたいという意向は聞けず、実母も本児の引き取りを拒否したため児童養護施設に入所となった。

施設入所後は、中学校になじめずクラスメイトや上級生とトラブルを起こし、不登校となっている。また、施設内では、気に入らないことがあるとすぐに暴力をふるい、あたりかまわず暴言を吐き続け意味不明の行動を繰り返す。実母のことは一切口にしないが、現在中学3年生で進路の不安がある。

## (2) 関係者の意向—中学校—

ここでは学校という環境場面に参与する関係者の「語り」から浮上してくる状況への対処行動の特徴と、そこから示される支援課題への希望をまとめてみたい。

### ①本児

- ・クラスに友達がいない。
- ・学校には行きたくないが、進路のことは気になっている。

### ②教師

- ・クラスメイトは各自が自分の進路のことで精一杯で、余計なトラブルは避けたいという雰囲気がある。
- ・クラス担任としては、本児は問題児であるが、遅れを取り戻すために授業に出てきてほしい。ただし、本児がいないことで平常の状態で維持できているのも事実なので、今は推移を見守っていきたい。

- ・児童養護施設についての知識はほとんどない。

### ③校長

- ・児童養護施設について基本的な理解があり、本児の不登校にも理解をしている。
- ・何とかしてあげたいと思っているが、担任

には指示をせず本児の意向に任せている。

- ・SSWerの活用を検討していきたい意欲はある。

### ④SSWer

- ・本児に対してどのような支援が必要かを考えているが、学校内の様々な雑事に追われ、状況を整理する余裕がない。

## (3) 関係者の意向—児童養護施設・関係機関—

ここでは日常の暮らしの場(環境)に参与する関係者の「語り」から浮上してくる状況への対処行動の特徴と、そこから示される支援課題への希望をまとめてみたい。

### ①本児

- ・実母のもとには帰りたくない。
- ・施設から高校進学し自立したい。
- ・将来の夢はない。

### ②実母

- ・本児を引き取る意思はない。
- ・高校を卒業するまで施設で面倒をみてほしい。
- ・学校は信用していない。

### ③児童相談所

- ・家庭調整も含めて継続的な施設支援が必要と考えている。

### ④医師(児童精神科)

- ・診察の結果、母子の愛着関係に問題があり、服薬をして感情のコントロールを必要としている。
- ・本児の暴力や怒りの強度を考慮すると、高い危険性を感じ入院治療の必要もあるが、現在満床で受け入れはできていない。

### ⑤居室担当職員

- ・本児は、暴力性が高く、居室のメンバーとも上手くいっていない。
- ・一度爆発すると手に負えないことも多く、すぐに凶器を持ち出すので、措置変更(児童自立支援施設)を検討したい。
- ・将来の希望もなく、今の状態であれば高校

進学は難しい。

#### ⑥家庭支援専門相談員

・本児の育成歴を考えたとき、幼少の頃から人や場所をたらい回しにされており、そのことの意味を改めて考えてみたい。

・それぞれの情報が点在しているので一度情報の集約をし直し、再アセスメントをする必要性を感じている。

・実母との関係形成のあり方を改めて考えてみたい。

・児童養護施設で生活している以上、安易な措置変更をせず、集団生活を送る中で変容することを期待し、社会性を身に着け、本児の進む道を共に探れるよう支援のあり方を考えたい。

・中学校のSSWerと連絡をとり、施設と学校のアセスメントシートの内容を共有し、それぞれの課題を整理し再アセスメントを試みたい。

#### （４）支援課題の明確化（再整理）

ここでは、SSWerとFSWerが協働して対処していかなければならない顕在化している支援課題を、再度、取りまとめてみたい。

##### ①本児の持つ課題

・実母の養育意識の欠如、愛着関係の形成不全、長期にわたる実母からの心理的虐待、ネグレクトによる精神疾患と不定愁訴。

・家庭や学校での人間関係から基本的に信頼をよせる身内や友人が見当たらないことと人間不信感の強さ。

・自己防衛のための虚言と記憶力の低下。

・物への異常な執着心。

・実母に対する負の感情の強さ。

・社会経験の不足、学習遅滞。

・本児の強み（ストレンクス）

１）誰の指示にも惑わされず一人で過ごすことができる。

２）自分が興味を示したものについては、長時間集中して意識を継続することができ

る。

３）最近では、お気に入りの芸能人グループがあり、歌詞をすべて覚えていて誦んじることができる。

４）美容や服装にも興味があり、化粧の仕方や着こなし方については詳しく知りたいと意欲的である。

５）花が好きで道端の雑草を自分の机に上手に活かせることができる。

##### ②実母の持つ課題

・母方祖父により虐待を受けて育ったため自身にも本児の接し方に虐待傾向があるが、それは当たり前の躰だと考えている。

・本児への陰性感情が強く、本児への評価は低い。

・実母は、生活のために不特定多数の異性交遊を続けており、やめるつもりはない。

・医療機関や福祉の相談窓口に対する不信感が強く、利用することに拒否的である。

・実母の強み（ストレンクス）

１）実母の中で納得したことは少々のことでは変えない意志の強さを持っている。

２）自分の苦労話が好きで、長時間喋り続けることができる。

３）多くの飲食店の名前と料理の値段や店の特徴を知っている。

##### ③学校の持つ課題

・SSWerと担当教員、本児・実母への関係形成のあり方の見直し。

・SSWerの面接技術スキルアップのための研修会の実施。

・本児が得意な科目への参加の機会保障と進路指導のあり方の再検討。

・教員集団として問題把握の仕方がバラバラなため再アセスメントし、共有方法の再検討を行う。

・児童養護施設のFSWerとの会議のあり方（特に各自の持っている情報の取り扱い方に関する規定）の再検討。

・学校と地域資源の関係性の再整理。

・今回再アセスメントした事項が、学校を含めた市町村の教育行政にどのように反映できるかの検討。

・市町村の教育・福祉協働システム作りなど政策提言できる可能性の検討。

#### ④施設の持つ課題

・実母の養育意識の欠如、愛着関係の形成不全、長期にわたる実母からの心理的虐待、ネグレクトによる精神的疾患に対する治療と本児の日常生活における有効なケアの見直し。

・本児が暴れて他事への暴力行為を起こそうとした場合の危機介入の仕方の再検証。

・児童相談所との連携のあり方の再確認。

・関係の良好な施設職員が主となって、本児が抱える社会経験の不足、学習遅滞を埋めるために具体的に取り組めることを検討し、本児の強さから具体性を伴って結びつける努力と社会的な協力者、地域資源の発見。

#### (5) 手がかりをまとめるための共有すべき視座

今回の事例を通して、施設養護とSSWの「科学化」に向けた基本的前提となるべき合意事項が多少明らかになった。これは、北川(2010)によれば、従来の経験と勘と骨と直感、すなわち主観で彩られた意味世界からの離脱を促すことにつながる事項である。現行の社会的養護・SSW体制の充実に向けた具体策を検討することは、ソーシャルワーク専門職としてのアイデンティティと思考の方法を共有することであり、そのためには、①科学的「証拠」に基づく援助・支援の方法論の構築、個々の子どもや家族の課題を的確に把握し、それを根拠に援助・支援の展開を企図する際に必要な面接技法やアセスメント手法、ケアや教育の実施体制の確立を図ること、②実践に対する「説明責任」の準備体制を整えること、③各システムに関する管理責任(ケアマネジメント、リスクマネジメント等)の明確化とスーパービジョン体制の組織化を図るこ

と、等が必要である。

事例には示せなかったが、ソーシャルワーカーの支援過程(標準化モデル)は、事前準備からアセスメント(事前評価)、意向の確認、課題の明確化、合意(契約)、短・中・長期の支援目標の設定、計画、方法の確認、具体的な実施や取り決めの策定、活動、介入、モニタリング、事後評価(振り返り)、再アセスメント(必要により)の流れで螺旋階段状に円環し、その効果(成果)は、何よりも窪田(2013)の教えにいう子どもや家族の「困難を超えた生きる力」によってもたらされることを銘記したい。

#### おわりに

日本のSSWerのみならずFSWerも専門職として社会的に認知されていくには今なお多くの課題を抱え、その解消の歩みは容易でないことは想像するに難くない。しかし、学校には学校の、施設には施設の状況下で多くの援助を必要としている子どもやその家族が存在する。社会からの期待が増す中で、この2つの専門職は個人と環境のインターフェイスにどのように介入して自らのアイデンティティを確立していくのであろうか。

いずれにしてもその前提となるのは、この専門職への就労を望む人々が、援助を必要としている人々とどのように関係を形成し良好な信頼(ラポール)を得ていくかということである。

この点について示唆に富む著書がある。

窪田暁子が2013年1月に著した『福祉援助の臨床—共感する他者として—』(誠信書房)である。同書は「生の困難」(精神科医サリヴァンの著作)という訳語を基盤として「生の営みの困難」(序章)、それを援助する専門職(第1章)、「福祉援助の臨床」という視点(第2章)、その基本技能である「面接」(第3章)、援助関係における「共感する他者」(第4章)

の意味、面接のスキルとしてのコミュニケーション（第5章）、援助のはじまりとしてのアセスメント（第6章）、援助計画（目標・方法・期間）と共同作業（第7章）、援助方法としての集団場面と集団関係の活用（第8章）、援助の終結に向かって評価をめぐる共同作業（第9章）、「生の困難」を超えて（終章）という構成で編まれている。

どの章も窪田自身の豊富な実践経験と理論が分かりやすい言葉でつづられており、援助展開をする際に留意すべきポイントが丁寧に描かれている。門下生の一人で窪田援助論の構築を目指す稲沢公一は「窪田援助論のキーワード—『福祉援助の臨床』を読む手がかり—」（稲沢 2015：30-35）の中で、「援助関係」「共同作業」「臨床」「共感する他者」をとりあげ分かりやすく解説し、同書の副題に記された「共感する他者」について次のように説明している。すなわち「援助者は、クライアントに対して『共感する他者』であった。ということは、逆に、援助者にとってのクライアントもまた自分とは異なる『他者』に他ならない。すなわち、その人には、その人自身にしか『手の届かない領域』といったものが存在する。それが『他者であること』の意味である。相手にとっての他者であること、と同時に、相手もまた自分にとっての他者であると位置づけることは、お互いに、『手の届かない領域』を相手有しているという敬意を呼び起こす。このように、援助者が臨床という場で共感する『他者』というスタンスに立って共同作業を行うとき、そこでは、おのずと『手の届かない領域』を有するクライアントに対しての敬意が生み出されることになる」（稲沢 2015：34）と。

ソーシャルワーカーは、窪田のいう謙虚さを持ち、いかなる人の状況（生の困難）が背後にあってもこちらが相手の人間を尊重し敬意を払ってかかわることを忘れてはならない。その姿勢が共感できたとき相手は援助関

係の扉を開けてくれるかも知れないのである。専門職同士の協働は誰のための何の協働かを問われる次第である。

## 注

- (1) 詳しくは「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領（平成25年4月1日）」（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/\\_icsFiles/afieldfile/2013/10/21/1340480\\_05.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2013/10/21/1340480_05.pdf) 2015.08.14）を参照のこと。
- (2) 詳しくは「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程（平成26年3月3日理事会決定）」（[http://jascsw.jp/ssw/ssw\\_kitei.pdf](http://jascsw.jp/ssw/ssw_kitei.pdf) 2015.08.18）を参照のこと。
- (3) 詳しくは原文も掲載されている「ソーシャルワークのグローバル定義（日本語訳版）」（<http://www.jassw.jp/topics/pdf/14070301.pdf> 2015.08.25）を参照のこと。
- (4) 詳しくは、全国児童養護施設協会「児童養護施設のご紹介」（<http://www.zenyokyo.gr.jp/intro.htm> 2015.08.21）を参照のこと。
- (5) 詳しくは、厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査の結果（平成25年2月1日現在）」（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000071187.html> 2015.08.21）を参照のこと。
- (6) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（平成24年4月5日）」（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-70.pdf> 2015.08.21）
- (7) 大谷嘉朗は、吉沢英子との共著（1975）『養護原理』（誠信書房）の中で、「いわゆる家庭復帰・社会復帰に向けては、どうしても家庭や親に対するファミリー・ケースワークや地域関係者・機関に対する働きかけが、今後ますます積極的に取りあげられなければならない」（p.84）、「この家庭再調整のサービスこそがファミリー・ケースワークと称

されるものである」(p.124) と述べている。

一] 川島書店, p. 163。

・ 吉澤英子編著 (1989) 『養護理論』 光生館, pp. 63-64。

### 参考・引用文献

- ・ 馬場幸子 (2015) 「スクールソーシャルワークの特徴と専門職アイデンティティ―「全体としての家族」へのアプローチは可能か―」ソーシャルワーク研究所『ソーシャルワーク実践研究』第2号, pp. 55-65 (2015.9.30発行予定)。
- ・ 稲沢公一 (2015) 「窪田援助論のキーワード―『福祉援助の臨床』を読む手がかり―」東京都医療社会事業協会『医療ソーシャルワーク』第63号, pp. 30-35。
- ・ 北川清一 (2010) 『児童養護施設のソーシャルワークと家族支援―ケース管理のシステム化とアセスメントの方法―』明石書店, p47, pp. 54-55。
- ・ 窪田暁子 (1983) 「社会福祉的援助の内容と方法―生存権保障と生活力形成の課題にかかわらせて―」『公的扶助研究全国セミナー報告集』, pp. 10-2 (特に⑤「強力」については, ①から④の活動に「強いパワー」が求められることから「協力」ではなく「強力」としたと思われる)。
- ・ 窪田暁子 (2013) 『福祉援助の臨床―共感する他者として―』誠信書房。
- ・ 栗山隆 (2005) 「施設養護と直接支援方法」北川清一編著『三訂・児童福祉施設と実践方法―養護原理とソーシャルワーカー―』中央法規出版, p. 147。
- ・ 栗山隆 (2008) 「子ども家庭福祉とは」北川清一・小林理編著『子どもと家庭の支援と社会福祉―子ども家庭福祉入門―』ミネルヴァ書房, p. 26-27。
- ・ 栗山隆 (2013) 『児童養護施設実践の展開方法と分析視角―ソーシャルワークとグループワーカー―』相川書房。
- ・ 奥田いさよ (1992) 『社会福祉専門職性の研究』川島書店, p. 71。
- ・ 山野則子 (2007) 「子ども家庭相談体制におけるスクールソーシャルワーク」山野則子・峯本耕治編著『スクールソーシャルワークの可能性―学校と福祉の協働・大阪からの発信―』ミネルヴァ書房, p. 5。
- ・ 山崎美貴子 (2003) 「社会福祉と家族―「家族福祉論」研究の現代的課題―」『社会福祉研究』第88号, 鉄道弘済会, pp. 37-39。
- ・ 和気純子 (1998) 『高齢者を介護する家族―エンパワーメント・アプローチの展開にむけて